

「平成29年度 包括外部監査結果報告書」の概要について

(文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

文化活動及び生涯学習に係る施設の管理運営等について

3 事件を選定した理由

文化活動及び生涯学習は、幅広い市民の日常生活やライフスタイルとも密接に関わるものであり、市民のニーズが高い。

広島市基本構想を達成するために策定された第5次広島市基本計画では、生涯学習の推進の基本方針として、「生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進」及び「生涯学習関連施設の機能の充実」が、都市文化の形成と豊かな文化環境の創造の基本方針として、「個性と魅力ある都市文化の形成」及び「豊かな文化環境の創造」がそれぞれ掲げられ、現在、広島市においては、これらに取り組んでいる。

とりわけ、そのための実施額は、平成28年度主要な施策の成果によると、生涯学習の推進に係るものについては約37億円であり、コミュニティの振興に係るものについては約8億円であって、規模が大きい。また、今般、広島市公共施設等総合管理計画が策定され、将来に向けての財政負担について注目が集まっている。

については、今後、財源が限られていく中、現在の施設の管理運営が適正かつ効率的に行われているかの観点から、例えば、施設の維持保全に当たっては、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全が確保されているか、施設の維持保全費用の抑制に努められているかなど、施設の有効活用に当たっては、幅広い市民により多数利用されているか、市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、機能・サービスの見直しが行われているかなど、施設の管理運営等に関し監査するため、平成29年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 監査対象期間

原則として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

平成29年5月25日から平成30年1月12日まで

6 監査対象部署及び団体

市民局生涯学習課、市民局文化スポーツ部文化振興課、健康福祉局地域福祉課、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、経済観光局雇用推進課、教育委員会青少年育成部育成課、東区役所厚生部生活課、安佐南区役所厚生部生活課、安芸区役所厚生部生活課、公益財団法人広島市文化財団、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会、三栄パブリックサービス株式会社、特定非営利活動法人ワーカーズコープ

7 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	福田 浩
補助者	弁護士	今田 健太郎
補助者	弁護士	上楯 裕章
補助者	弁護士	河合 直人
補助者	弁護士	尾山 慎太郎
補助者	弁護士	中岡 正薫
補助者	弁護士	奥田 亜利沙
補助者	公認会計士	近藤 敏博
補助者	税理士	三浦 真一
補助者	税理士	木原 隆道

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、① 合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引き、契約条項等の規範等に抵触する場合）があり、違法性の程度が大きいと認められる場合、若しくは、② 不当な場合（違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合）

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのももの含め、問題点等がある場合

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 施設の老朽化が進んだ公民館の管理運営等

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、広島市は、おおむね各中学校区に1施設の基準のもと、合計71施設の公民館を設置している。

平成28年度主要な施策の成果によると、生涯学習の推進に係る実施額は約37億円であるところ、公民館管理運営に係る実施額は約22億円であり、公民館整備に係る実施額は約1億円であって、公民館の管理運営等に係るこれらの実施額の合計は、生涯学習の推進に係る実施額の約62パーセントを占めている。

以上のとおり、施設が広島市全域にわたり多く設置されており、市民にとっても身近な存在であること、公民館の管理運営等に係る実施額は生涯学習の推進に係る実施額の約62パーセントを占めていることからすると、公民館の管理運営等は、生涯学習の推進において核となる事業である。

ところで、広島市公共施設等総合管理計画では、ハコモノ資産（公共施設のうち、インフラ資産以外の施設で、文化施設、スポーツ施設、福祉施設など、行政サービスを提供するための機能が付与されたもの）の施設の機能維持・安全確保の面から見た課題につき、「本市のハコモノ資産は、その65.3パーセント（延床面積ベース）が建築後30年を経過しており、一部には、外壁の落下などの施設破損や、主要設備機器の故障などの老朽化による不具合も発生しています。こうした状況にもかかわらず、本市の維持保全は、建物の部位や設備の劣化により不具合が生じた後に修繕や改修を行うといった、事後的な対応がもっぱらとなっています。そのため、突然の施設破損等により、施設利用者への人的被害の発生や施設運営に重大な支障を来すおそれがあります。こうしたことを防ぐため、適切な点検の実施により劣化を見越した上で、予防的に修繕や改修を行っていく必要があります」と述べられている。施設の維持保全に当たっては、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修を行う必要がある一方、財政面では厳しい財政状況が続いているため、これらが適切に行われているだろうか、予防的に修繕や改修を行うことにより、施設の維持保全費用の抑制につながっているだろうかとの問題意識が生じ得る。

また、行政サービスを市民に提供する上では、少子高齢化、市民ニーズの多様化などを始めとした市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民のニーズに応えられる

よう、機能・サービスを見直すことが必要であるところ、建物のライフサイクルが半世紀以上にもわたる施設の管理運営において、現在も幅広い市民により多数利用されているだろうか、市民のニーズに応えられるよう、施設としての機能は見直されているだろうかとの問題意識も生じ得る。

公民館の管理運営等は生涯学習の推進において核となる事業であるが、以上の問題意識をもって監査を実施するに当たっては、広島市公民館71施設のうち、監査資源の有限性、広島市8区間のバランス、事前ヒアリングの結果等を考慮しつつ、建築後経過年数が長く、施設の老朽化が進んでいる公民館の管理運営等を、監査対象事業として選定するのが相当であることから、広島市中央公民館、広島市福田公民館、広島市馬木公民館、広島市温品公民館、広島市戸坂公民館、広島市大河公民館、広島市佐東公民館、広島市古市公民館、広島市祇園公民館、広島市高陽公民館、広島市安佐公民館、広島市中野公民館、広島市八幡公民館、広島市坪井公民館、広島市五日市公民館、広島市楽々園公民館の16施設の管理運営等を監査対象事業として選定した。

(2) 設置目的は異なるものの同種の諸室を持つ施設の管理運営等

広島市公共施設等総合管理計画では、サービス提供の面から見た課題につき、「本市のハコモノ資産には、設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設や同種の諸室を持つ施設が多数存在するほか、民間事業者や他の公共団体により、同様のサービスが重複して提供されているといった状況も見受けられ、ハコモノ資産全体の最適化が図られていません」と述べられている。市民は、ニーズを充足するサービスが施設から提供されているから、その施設を利用するのであり、施設の設置目的の如何にかかわらず、提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合、施設利用者を取り合っているのではないかと、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的ではないのかとの問題意識が生じ得る。

このような問題意識から、施設の老朽化が進んだ公民館として選定した公民館と合築して又は近接して設置されており、同種の諸室を持つ広島市中央老人福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター、広島市祇園福祉センター、広島市畑賀福祉センター及び広島市佐伯勤労青少年ホームの6施設の管理運営等を監査対象事業として選定した。また、同様の問題意識から、一般市民が利用する大規模施設であるが、合築して又は近接して設置されており、同種の諸室を持つ広島市中区民文化センター、広島市文化創造センター及び広島市青少年センターの3施設の管理運営等をも監査対象事業として選定した。

2 監査の視点及び監査手続

(1) 監査の視点（具体的な着眼点）

- ア 公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているか（合規性）
- イ 使用料の徴収やその減免の手続、行政財産の目的外使用許可の手続は、規範等に従って執行されているか（合規性）
- ウ 施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているか（合規性、経済性）
- エ 施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているか（効率性、有効性）
- オ 提供するサービスが類似する複数の施設や同種の諸室を持つ複数の施設が近接して設置されている場合であっても、広島市全体としてのサービスの提供方法が効率的に行われているか（経済性、効率性）

(2) 監査手続

各監査対象施設に係る基礎資料の提出を求めた上で、同施設に往査し、施設の内外を実査し、その結果を踏まえ、また一件記録を閲覧しながら、質問を行った。また、必要に応じて、追加の往査、施設の実査、質問を行った。

3 監査の結果及び意見の一覧

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		報告書 ページ
		結果	意見	
広島市中央公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市中央老人福祉センターの管理運営等（健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課）	（広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター）防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	24
	（広島市中央公民館）備品について		○	27
	（広島市中央老人福祉センター）地下共同作業場について		○	29
	（広島市中央老人福祉センター）備品について		○	31
	（広島市中央老人福祉センター）私物を預かる行為について		○	32

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		報告書 ページ
		結果	意見	
広島市福田公民館の管理 運営等（市民局生涯学習 課）	（広島市福田公民館）屋上面の劣 化及び損傷の状況について		○	36
	（広島市福田公民館）便所につい て		○	38
広島市馬木公民館の管理 運営等（市民局生涯学習 課）	（広島市馬木公民館）外装仕上げ 材等の劣化及び損傷の状況につい て		○	42
	（広島市馬木公民館）私物を預か る行為について		○	44
広島市温品公民館の管理 運営等（市民局生涯学習 課）及び広島市温品福祉 センターの管理運営等 （健康福祉局地域福祉 課）	（広島市温品公民館）公金の管理 について	○		51
	（広島市温品公民館）防火シャッ ターの危害防止機構等の装着につ いて		○	54
	（広島市温品公民館）実習室につ いて		○	55
	（広島市温品公民館）私物を預か る行為について		○	57
	（広島市温品福祉センター）浴室 について		○	58
	（広島市温品福祉センター）茶室 について		○	61
	（広島市温品福祉センター）調理 室について		○	62
	（広島市温品福祉センター）備品 について		○	63
（広島市温品福祉センター）私物 を預かる行為について		○	64	

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		報告書 ページ
		結果	意見	
広島市戸坂公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市戸坂福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	（広島市戸坂福祉センター）目的外使用について	○		69
	（広島市戸坂福祉センター）私物を保管させている行為について	○		72
	（広島市戸坂公民館）実習室について		○	74
	（広島市戸坂公民館）私物を預かる行為について		○	76
	（広島市戸坂福祉センター）備品について		○	78
	（広島市戸坂福祉センター）私物を預かる行為について		○	79
広島市大河公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市大河公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	82
	（広島市大河公民館）私物を預かる行為について		○	84
広島市古市公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市古市公民館）給水タンク等の設置の状況等について		○	90
広島市祇園公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市祇園福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	（広島市祇園公民館）防火扉の開放方向について		○	96
	（広島市祇園公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	97
	（広島市祇園公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	98
	（広島市祇園福祉センター）外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について		○	100

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		報告書 ページ
		結果	意見	
広島市高陽公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市高陽公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について		○	104
広島市安佐公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市安佐公民館）実習室について		○	109
広島市中野公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市畑賀福祉センターの管理運営等（健康福祉局地域福祉課）	（広島市中野公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	116
	（広島市中野公民館）実習室について		○	118
	（広島市中野公民館）私物を預かる行為について		○	120
	（広島市畑賀福祉センター）浴室について		○	121
広島市八幡公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市八幡公民館）実習室について		○	126
	（広島市八幡公民館）和室2について		○	128
広島市坪井公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市坪井公民館）屋上面の劣化及び損傷の状況について		○	132
広島市五日市公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等（経済観光局雇用推進課）	（広島市五日市公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について		○	140
	（広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム）合築施設における管理運営等について		○	142
広島市楽々園公民館の管理運営等（市民局生涯学習課）	（広島市楽々園公民館）和室2について		○	146

監査対象事業 (監査対象部署)	事項	区分		報告書 ページ
		結果	意見	
広島市中区民文化センターの管理運営等、広島市文化創造センターの管理運営等（市民局文化スポーツ部文化振興課）及び広島市青少年センターの管理運営等（教育委員会青少年育成部育成課）	（広島市青少年センター）陶芸実習室について	○		160
	（広島市文化創造センター）録音編集室について		○	162
	（広島市青少年センター）ホールについて		○	163

第3 監査の実施

1 要旨

監査対象事業の概要及び監査の結果及び意見については、施設ごとに詳述するが、理解の便宜のため、施設によってその態様は異なるものの、複数の施設において典型的に見受けられた事案について、以下に述べる。

(1) 公の施設は、関連法規等の規範等に準拠して維持され、管理されているかの視点から監査した結果、施設によってその態様は異なるものの、複数の施設において典型的に見受けられた事案

ア ルールを定めないまま、施設の管理運営上の支障が生じ得る態様で、施設利用者の私物を預かっている等の事案が、広島市中央老人福祉センター（「私物を預かる行為について」）、広島市馬木公民館（同）、広島市温品公民館（同）、広島市温品福祉センター（同）、広島市戸坂福祉センター（「私物を保管させている行為について」及び「私物を預かる行為について」）、広島市戸坂公民館（「私物を預かる行為について」）、広島市大河公民館（同）及び広島市中野公民館（同）において見受けられたことから、監査の結果（指摘事項）として1項目を、監査の意見として8項目をそれぞれ述べた。

イ 広島市の備品を含む動産類の管理が適切に行われていない事案が、広島市中央公民館（「備品について」）、広島市中央老人福祉センター（同）、広島市温品福祉センター（同）及び広島市戸坂福祉センター（同）において見受けられたことから、監査の意見として4項目を述べた。

(2) 施設の維持保全に当たって、施設の機能を適正に維持するとともに施設利用者の安全を確保するため、修繕や改修が適切に行われているかの視点から監査した結果、施設によってその態様は異なるが、複数の施設において典型的に見受けられた事案

ア 施設の建築物又は建築設備を対象とした定期点検結果報告書において要是正と指摘された項目が改善されていない事案が、広島市福田公民館（「屋上面の劣化及び損傷の状況について」）、広島市馬木公民館（「外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について」）、広島市大河公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市古市公民館（「給水タンク等の設置の状況等について」）、広島市祇園公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市祇園福祉センター（「外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について」）、広島市高陽公民館（「外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について」）及び広島市坪井公民館（「屋

上面の劣化及び損傷の状況について) において見受けられたことから、監査の意見として8項目を述べた。

イ 施設利用者の安全を確保するための改善に向けた検討が行われていない事案が、広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター(「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」)、広島市温品公民館(同)、広島市祇園公民館(「防火扉の開放方向について」及び「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」)、広島市中野公民館(「防火シャッターの危害防止機構等の装着について」)並びに広島市五日市公民館(同)において見受けられたことから、監査の意見として6項目を述べた。

(3) 施設の管理運営に当たって、幅広い市民により多数利用されているか、市民のニーズに応えられるよう施設としての機能は見直されているかの視点から監査を実施した結果、施設によってその態様は異なるが、複数の施設において典型的に見受けられた事案

ア 施設における特定の諸室の活用が有効になされていない、又は効率的になされていない事案が、広島市中央老人福祉センター(「地下共同作業場について」)、広島市温品公民館(「実習室について」)、広島市温品福祉センター(「浴室について」、「茶室について」及び「調理室について」)、広島市戸坂公民館(「実習室について」)、広島市安佐公民館(同)、広島市中野公民館(同)、広島市畑賀福祉センター(「浴室について」)、広島市八幡公民館(「実習室について」及び「和室2について」)、広島市楽々園公民館(「和室2について」)及び広島市青少年センター(「陶芸実習室について」)において見受けられたことから、監査の結果(指摘事項)として1項目を、監査の意見として12項目をそれぞれ述べた。

2 広島市中央公民館の管理運営等及び広島市中央老人福祉センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市中央公民館及び広島市中央老人福祉センター）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センター等施設の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同施設に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構等の装着なし」と指摘され、「既存不適格により適時改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同施設を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

イ （広島市中央公民館）備品について

【監査の意見】

広島市中央公民館において、現に倉庫として利用されている視聴覚準備室に、広島市の備品である、文化、科学、美術等の幅広い分野にわたる体系的な事典や全集等の図書が相当数保管されている事案が見受けられた。

社会教育法第22条第3号は、住民の教養の向上等に寄与することを目的として、公民館は、図書等を備え、その利用を図ると定めているところ、これらの図書の中には住民の教養の向上等に寄与するものが含まれている蓋然性があるにもかかわらず、精査されないまま放置され、その利用の機会が閉ざされている。

広島市においては、これらの図書の有用性を精査した上で、同公民館の図書室に備える、図書館への保管転換をする、不要なものについては廃棄するなど、備品の利用の方策や処分について検討されたい。

ウ （広島市中央老人福祉センター）地下共同作業場について

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターに設置されている地下共同作業場の延べ利用者数は年間約1,600人と低迷しており、共同作業場としての利用を通じて老人に健康で明るい生活を営ませるといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

同老人福祉センターの利用者数は、近年、減少の傾向にあり、広島市は、指定管理者に対し、さらなる利用促進を図るよう、指導しているところである。指定管理者においては、陶芸等の共同作業に関する自主事業への取組に、今一度努められたい。また、この地下共同作業場は、約100平方メートルの広さがあること、構造上、多額の費用を投下せずに汎用性のある諸室への改善が困難とは見受けられないことから、利用者数の純増を図るため、陶芸等の共同作業目的での利用のみならず、近年、ニーズが高まっている、ダンス、踊り、健康体操、ヨガなどの運動等、多目的の利用に適する諸室となるよう改善されたい。

エ （広島市中央老人福祉センター）備品について

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターに設置されているトレーニング室に、ランニングマシン1台とサイクルマシン2台が、いずれも故障したまま放置されている事案が見受けられた。

これらの器具は、老人の機能回復訓練に役立つものではあるが、施設利用者が老人であることに鑑みると、修繕しても、トレーナーによる専門的な指導がないままの利用を許せば、不測のスポーツ事故を招くおそれがある。修繕しないまま据え付けておいても、施設利用者に対し、なんらの効用ももたらさないのみならず、施設の管理が行き届いていない印象を与えてしまうばかりか、知らずに利用した者が怪我をするおそれがある。広島市においては、これらの器具をトレーニング室から速やかに撤去するよう、指導されたい。

オ （広島市中央老人福祉センター）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市中央老人福祉センターには、サークルの私物であるカラオケセット及びテレビを預かっており、そのサークルに所属する者が、諸室に運んで使用しているという事案が見受けられた。また、同老人福祉センターに設置されているトレーニング室には、サークルの私物である乗馬エクササイズ器具が据え付けられており、そのサークルに所属していない者も使用しているという事案が見受けられた。

同老人福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同老人福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

カラオケセット、テレビ、乗馬エクササイズ器具などの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。また、乗馬エクササイズ器具については、施設利用者が老人であることに鑑みると、落下などにより怪我をすおそれがあり、その場合には安全配慮義務の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、トレーニング室に常時据え付けておかないよう、指導されたい。

3 広島市福田公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市福田公民館）屋上面の劣化及び損傷の状況について

【監査の意見】

広島市福田公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「PH屋上水槽撤去後の防水層劣化破れ有り」と指摘され、「防水層の補修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

イ （広島市福田公民館） 便所について

【監査の意見】

広島市福田公民館に係る公民館の施設及び設備に係る補修等予算要求調書において、「広島市福田公民館 1～3階便所床タイル貼替え修繕」が挙げられているところ、その現状は、床タイルに尿が染み込んで変色しているなど同調書記載のとおりであったほか、便所内は、男女トイレはパネルで仕切られているものの、それぞれの入口は、腰から頭までを目隠しするスイングドアが取り付けられている構造となっている事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。さらに、この便所を利用する者に対しては、不潔の印象のみならず、プライバシーに対する配慮が行き届いていないとの印象を与えてしまい、施設の管理運営上、支障が生じるおそれがある。広島市においては、男女トイレの構造の問題も含めて、同調書で挙げられた便所床タイル貼替え修繕の実施に向けて検討されたい。

4 広島市馬木公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市馬木公民館）外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について

【監査の意見】

広島市馬木公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁吹付け内部に水侵入」と指摘され、「一部外壁吹付けタイルの防水性能が低くなっている。外壁の改修」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

イ （広島市馬木公民館）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市馬木公民館に設置されている研修室にあるキャビネットでは、菓子類、音楽CDを含む利用グループの私物を、また、実習室にある収納棚では、現に使用されていないアンプやスピーカーを含む利用グループの私物を、それぞれ預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

菓子類などの食品については、食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。また、音楽CDなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、現に使用されていない私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

5 広島市温品公民館の管理運営等及び広島市温品福祉センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

ア (広島市温品公民館) 公金の管理について

【監査の結果(指摘事項)】

広島市温品公民館の事務室は、その奥に印刷機が据え付けられており、これを利用する者の立入りが許されているところ、收受された使用料等の公金が、開館時間中は、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管され、終業後になって、金庫に入れて保管されている事案が見受けられた。

地方自治法第243条は、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないと定め、地方自治法施行令第158条第1項第1号は、使用料について、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるかと定めている。

広島市は、公益財団法人広島市文化財団との間で広島市公民館使用料収納事務委託契約を締結し、広島市公民館条例第6条に規定する公民館に係る使用料収納事務を同財団に委託している。そして、広島市公民館使用料収納事務委託契約書第6条は、公益財団法人広島市文化財団は、収納事務を処理するに当たっては、本契約、広島市会計規則等関係規定及び広島市の指示を遵守しなければならないと定め、徴収・収納及び支出事務受託者の公金の取扱いについて、事務処理上の留意点をまとめた「公金取扱事務手引書」は、第1の5現金の保管の項において、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている。

したがって、以上の規範等の定めからすれば、収納した現金は、金庫、金融機関の保護預けを利用する等安全で確実な方法で保管すると定めている同手引書第1の5は厳格に解されるべきものであり、収納した現金を、金庫を利用して保管する、あるいは金融機関の保護預けを利用して保管する以外の方法で保管する場合には、これらの方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管しなければならないと解すべきである。

これを本件に当てはめると、開館時間中、施錠されていない職員の机の引き出しの中に紙製の箱に入れて保管する行為は、金庫を利用して保管する、金融機関の保護預けを利用して保管する方法と同等又はそれ以上安全で確実な方法で保管

しているとはいえないばかりか、公金が窃取されるおそれがある。広島市においては、受託者に対し、速やかに改善するよう指導すべきである。

イ （広島市温品公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

【監査の意見】

広島市温品公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「防火シャッターに危害防止機構の装着が必要（大規模改修等に適時改修）」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

ウ （広島市温品公民館）実習室について

【監査の意見】

広島市温品公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約16パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

エ （広島市温品公民館）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市温品公民館に設置されている第1倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を相当量預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。

オ （広島市温品福祉センター）浴室について

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約3,000人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で52人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約120万円を負担している。そうすると、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する52人の者に対し、1人当たり年間約2万3,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果として、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約2万3,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が52人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約120万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論

も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

カ （広島市温品福祉センター）茶室について

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている茶室の延べ利用者数は年間0人であり、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果をまったくもたしていない事案が見受けられた。

茶室を設置することは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという福祉センターの設置目的に適っている。福祉センターの設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、新たなニーズが生じる。茶室が、これを設計し設置した所期の効果をまったくもたしていない原因は、このような住民のニーズの変化を想定していなかったところにある。

今後、茶室の利用状況の改善は期待できず、さりとて、茶室は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民の意見も聴きながら、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

キ （広島市温品福祉センター）調理室について

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている調理室の延べ利用者数は年間約600人と低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたしていない事案が見受けられた。

指定管理者においては、調理室の利用を促進する取組に努められたい。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、地元住民のニーズを踏まえ、その設置については慎重に検討されたい。

ク （広島市温品福祉センター）備品について

【監査の意見】

広島市温品福祉センターのロビーには、広島市の備品である、あんま機、長椅子及び肘掛椅子が据え付けられているが、あんま機は、その機能の一部が故障しており、長椅子と肘掛椅子は、その着座部分の表面シートが破損し中綿が露出しており、いずれも経年劣化のため効用を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市温品福祉センターの管理に関する基本協定書第23条は、社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとする定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同協議会との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとする定めている。広島市は、これらの備品について、同協議会との協議を速やかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

ケ （広島市温品福祉センター）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市温品福祉センターに設置されている娛樂室には、現に活動していないサークルの私物を預かっている事案が見受けられ、また、集会室には、所有者不詳の私物である本棚が置かれている事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

いずれの私物についても、保管の必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられること、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは諸室から撤去するよう、指導されたい。また、広島市においては、施設維持管理状況をモニタリングするに際しては、諸室の状況を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

6 広島市戸坂公民館の管理運営等及び広島市戸坂福祉センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

ア (広島市戸坂福祉センター) 目的外使用について

【監査の結果 (指摘事項)】

広島市戸坂福祉センターにおいて、戸坂城山学区社会福祉協議会が、広島市から行政財産使用許可を受けている許可部分及び許可面積を超えて同建物を使用している事案が見受けられた。

地方自治法第238条の4第7項は、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることと定め、同条第9項は、第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができると定めていることからすると、許可の条件は、これが使用者によって遵守される限りにおいて、行政財産の用途又は目的を妨げないとの判断のもと定められたものと解するほかない。また、同協議会は、その使用面積に応じた実費相当額を負担しなければならないところ、許可面積を超えて使用する部分については、広島市に損害が生じることになる。

広島市においては、同協議会に対し、許可条件を遵守するよう是正指導すべきである。

イ (広島市戸坂福祉センター) 私物を保管させている行為について

【監査の結果 (指摘事項)】

広島市戸坂福祉センターに設置されている研修室(作業室)及び娯楽室(ミュージックルーム)に据え付けられている収納棚に、サークルにより施錠させ、鍵を所持させた上で、その私物を保管させ、指定管理者はその鍵を所持していないという事案が見受けられた。

本件事案は、同福祉センターの場所を無償で私物の保管のため使用収益していること、収納棚に施錠して、その鍵をサークルが保管し、指定管理者は合鍵を所持していないこと、一時預かりではなく、相当期間にわたっていることから、使用貸借としての「貸し付け」に該当する。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項により、原則として、これを貸し付けの目的とすることができないと定められている。

また、広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつ

として、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関することを掲げ、広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定めているところ、管理施設内に、第三者によって施錠され、指定管理者自らが点検等の管理業務が行えない場所の存在を容認することは、万が一、高価品や危険物、違法な物等が保管されていた場合には、施設を管理運営する上で重大な問題が生じるから、不当である。

広島市においては、サークルに対し、使用収益が可能となるよう必要な手続をとる、あるいは、指定管理者に対し、自らが点検等の管理業務が行えない空間が存在する状況を解消するよう是正指導すべきである。

ウ (広島市戸坂公民館) 実習室について

【監査の意見】

広島市戸坂公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約1,000人、その稼働率は約20パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらししていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

エ （広島市戸坂公民館）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市戸坂公民館に設置されている和室にある倉庫には、現に活動していない利用グループの私物を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。また、会議室2にあるキャビネットには、ノートパソコン、菓子類を含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。さらに、実習室にある収納棚の上には、利用グループの私物が多数の段ボールに入れられ、積み重ねて置かれている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

現に活動していない利用グループの私物については、預かる必要がないにもかかわらず管理の負担を強いられることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは処分させるよう、指導されたい。また、ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。さらに、菓子類などの食品については、食中毒が懸念されることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、指導されたい。収納棚の上に積み重ねて置かれている物品については、美観を損なうものであることから、ルールを定めた上で、利用グループに、整理整頓させ収納棚に収納させるよう、あるいは持ち帰らせるよう、指導されたい。

オ （広島市戸坂福祉センター）備品について

【監査の意見】

広島市戸坂福祉センターに設置されているトレーニングルームには、広島市の備品であるチェストウエイトが、また老人室（老人娯楽室）及び娯楽室（ミュージックルーム）には、広島市の備品である掃除機がそれぞれ据え付けられているが、いずれも経年劣化のため故障したまま放置されている事案が見受けられた。

広島市戸坂福祉センターほか1施設の管理に関する基本協定書第23条は、三栄パブリックサービス株式会社は、指定期間中、これらの備品を常に良好な状態に保つものとする定め、これらの備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、広島市は、同社との協議により、必要に応じて広島市の費用で当該備品を購入又は調達するものとする定めている。広島市は、これらの備品について、同社との協議をすみやかに行われたい。また、広島市においては、物品の滅失・き損の状況をモニタリングするに際しては、備品を現認するなど、さらなる丁寧なチェックを励行されたい。

カ （広島市戸坂福祉センター）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市戸坂福祉センターに設置されている娯楽室（ミュージックルーム）には、サークルの私物である楽器が、その空調機械室には、大型の太鼓をはじめとするサークルの私物が相当量預けられている事案が見受けられた。また、図書コーナー及びロビーに据え付けられたロッカーには、それぞれサークルの私物が預けられていたが、いずれも施錠され、指定管理者が鍵を保管し、利用の都度、鍵を渡している事案が見受けられた。

同福祉センターがサークルの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、サークルの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同福祉センターを管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預けるサークルとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

楽器については、諸室のスペースを占有しており、他の施設利用者のスペース利用を阻害するものであることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに持ち帰らせるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。大型の太鼓については、空調機械の点検の際には、これをいったん搬出しな

なければならないという施設管理上の支障が現に生じていることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、サークルに撤去させるよう、あるいは倉庫に保管させるよう、指導されたい。

7 広島市大河公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市大河公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

【監査の意見】

広島市大河公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「外壁（屋上スラブ下他）にクラック、爆裂が多数発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示され、また、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁にクラック、爆裂、タイル浮きが発生している」と指摘され、「精密調査の必要あり」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックや爆裂は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めるところ、本件の外壁のクラックや爆裂は、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、

防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

イ （広島市大河公民館）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市大河公民館の3階に設置されている倉庫脇の廊下及び2階に設置されている倉庫脇の廊下には、いずれも大型の収納棚が据え付けられ、利用グループの相当量の私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

8 広島市古市公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市古市公民館）給水タンク等の設置の状況等について

【監査の意見】

広島市古市公民館の建築物の建築設備を対象とした定期点検結果報告書において、「給水タンク等の設置の状況」の調査項目に対し、「外周 受水槽電極保護カバー蓋なし」と指摘され、「蓋の設置が必要」との改善策を示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、いずれも1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。広島市においては、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

9 広島市祇園公民館の管理運営等及び広島市祇園福祉センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市祇園公民館）防火扉の開放方向について

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、「1階階段室防火戸の開放方向が避難方向でない（建築基準法上では規定が無い）」と指摘され、「第三者の安全確保上、避難方向へ開くように改善する事が望ましい」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

万が一の際には、施設利用者が避難するに際し、重大な人身事故を招来する危険性があるから、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて速やかに検討されたい。

イ （広島市祇園公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「階段室防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

ウ （広島市祇園公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

【監査の意見】

広島市祇園公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況並びに外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「外壁面にクラック、揚裏塗装劣化剥れ」と指摘され、「クラック部Uカットの上、シーリング、塗装劣化部再塗装」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとすると定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めているところ、本件の外壁のクラックと揚裏塗装劣化剥れは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

エ （広島市祇園福祉センター）外壁躯体等の劣化及び損傷の状況等について

【監査の意見】

広島市祇園福祉センターの建築物を対象とした定期調査結果報告書において、

外壁躯体等の劣化及び損傷の状況について、「壁クラック・浮き」と指摘され、「Uカット、補修材注入、アンカーピンニング」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「壁塗装剥離」と指摘され、「下地調整、塗装」との改善策が示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。指定管理者に質問したところ、同報告書は承知していないとの回答を受けた。

広島市福祉センター条例第17条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、福祉センターの施設及び設備の維持管理に関することを掲げ、広島市祇園福祉センターの管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕については、広島市が必要と認めた場合において、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては原則として広島市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、広島市が必要と認めた場合において、原則として広島市が自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁のクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「サッシ等の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「サッシ廻りシーリング不良」と指摘され、「シーリング補修」との改善策が示され、「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況」の調査項目に対し、「壁タイル浮き」と指摘され、「下地調整、タイル張替等」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものと考えられ、広島市が必要と認めた場合において、原則として指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、指定管理者は、同報告書を交付されておらず、広島市から指摘も受けておらず、本件修繕を実施する前提となる情報を有していなかった。指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないのであるから、広島市においては、指定管理者に対し、同報告書を交付する、要修繕箇所を指摘するなど、情報の共有を図った上で、本件修繕の必要性を認め、指定管理者と協議し、速やかに修繕を進められたい。

10 広島市高陽公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市高陽公民館）外壁躯体の劣化及び損傷の状況等について

【監査の意見】

広島市高陽公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、外壁躯体の劣化及び損傷の状況について、「爆裂、クラックが発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示され、外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況について、「タイル、モルタル面にクラック、割れ、浮き発生」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているにもかかわらず、いずれも改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）以上のものであり、公民館の施設及び設備に係る補修等計画調書に挙げられているものであって、広島市は、必要と認めた場合には、自己の費用と責任において実施しなければならない。本件の外壁の爆裂とクラックは、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。また、広島市公民館の管理に関する基本協定書第6条は、本業務の範囲、管理の基準又は配置人員等の細目は、別添仕様書に定めるとおりとする定め、広島市公民館指定管理者業務仕様書第5項(1)アは、「施設の管理に関する業務」の「公民館の保守管理」の項において、指定管理者は、本施設を適切に管理運営するため、日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すると定めるところ、本件の外壁の爆裂とクラックは、地域のシンボルとしての公民館のイメージを損ねているのに加え、

防犯や防災の管理面にも影響がないとはいえない。広島市においては、本件修繕の必要性を認め、速やかに修繕を進められたい。

また、同報告書において、「敷地内の通路の確保の状況」の調査項目に対し、「正面玄関前スロープタイル浮き、割れ（沈下の可能性あり）」と指摘され、「詳細調査の上、対応」との改善策が示されているほか、要是正として指摘された多数の修繕箇所について、改善されていない事案が見受けられた。

本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

11 広島市安佐公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市安佐公民館）実習室について

【監査の意見】

広島市安佐公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約19パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

12 広島市中野公民館の管理運営等及び広島市畑賀福祉センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市中野公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

【監査の意見】

広島市中野公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「3階市民ホール シャッターに危害防止機構が付いていない」と指摘され、「(既存不適格) 適時改修する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

イ （広島市中野公民館）実習室について

【監査の意見】

広島市中野公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約900人、その稼働率は約15パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

ウ （広島市中野公民館）私物を預かる行為について

【監査の意見】

広島市中野公民館に設置されている会議室1には、ノートパソコンを含む、利用グループの私物を預かっている事案が見受けられた。

同公民館が利用グループの私物を預かる行為については、これを規律するルールを定めないままに行われていることから問題があるが、長年にわたり慣習として行われてきたこと、諸室の利用を提供するサービスに付随するものとも考え得ることから、一律に違法性を帯びるとまではいえない。しかしながら、利用グループの私物を預かる行為の目的や態様によっては、同公民館を管理運営する上で、看過できない弊害が生じるから、指定管理者においては、私物を預ける利用グループとの協議をもってルールを定め、これに従った指導をされたい。

ノートパソコンなどの高価品については、盗難や毀損の際に管理責任の問題が生じ得ることから、指定管理者においては、ルールを定めた上で、利用グループに持ち帰らせるよう、あるいは管理責任を問わない旨の差入書等を提出させるよう、指導されたい。

エ （広島市畑賀福祉センター）浴室について

【監査の意見】

広島市畑賀福祉センターに設置されている浴室の延べ利用者数は年間約1,900人、浴室を現に利用する者の数は、平成29年5月時点で18人と低迷しており、浴室の利用を通じて市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

広島市と指定管理者とは、この浴室を運営し維持管理するため、燃料費、修繕料、委託料、光熱水費等の直接的な経費だけでも年間約94万円を負担している。そうすると、入浴1回当たり、直接的な経費だけでも約490円の税金が投入されていることとなるが、この金額は、広島県が指定する一般公衆浴場の入浴料金（大人（12歳以上））の上限である430円を上回るものである。入浴サービスは、レクリエーション及び休養のための事業として、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するものであり、すべての住民が浴室を利用できるから、たとえ少数しか浴室を利用していないという実態があったとしても、これを運営し維持管理するための費用に、税金を充てることに問題はない。しかしながら、同福祉センターに設置されている浴室を利用する者にとっては、広島県内の公衆浴場を利用しても同等の効用が得られることから、一定の資源投入の下で最大の行政サービスが提供されていない。

また、同福祉センターに設置されている浴室を現に利用する18人の者に対し、1人当たり年間約5万2,000円の税金が投入されていることとなる。たしかに、入浴サービスを提供する成果として、そのサービス自体の効用のほか、外出のきっかけになったり、コミュニケーションの場となったりする効用があることは認められるが、これらをもってしても、年間約5万2,000円という相当額の税金を投入した成果を説明することは難しい。浴室を現に利用する者の数が18人と限定されている受益偏在をも併せ考えると、浴室を運営し維持管理するための直接的な経費である年間約94万円を、これらの者を含むより多数の者を対象とする代替施策を検討し、これに投下すべきではないかとの議論も生じ得る。

まず、指定管理者においては、浴室を維持管理するための経費を増加させることなく、特定の浴室利用者以外の利用者を増加させるよう努められたい。その結果、浴室利用者が増加しない場合には、地域住民の意見も聴きながら、浴室の廃止に向けた検討を進められたい。

13 広島市八幡公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市八幡公民館）実習室について

【監査の意見】

広島市八幡公民館に設置されている実習室は、調理台や食器棚が据え付けられており、もっぱら調理室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低迷しており、調理室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

社会教育法第20条は、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定め、同法第22条第2号は、この目的達成のために行う事業のひとつとして、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催することを掲げているところ、実習室での活動は、生活に即した調理方法等を学ぶ場としてだけでなく、食を通じた世代間交流や地域のつながりづくりの推進など地域福祉の増進に寄与するものである。指定管理者においては、調理に関する事業へのさらなる取組に努められたい。

イ （広島市八幡公民館）和室2について

【監査の意見】

広島市八幡公民館に設置されている和室2は、その広さは15畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約300人、その稼働率は約6パーセントと極めて低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るという所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成29年7月26日時点で、広島市八幡公民館の学習グループは36あるが、茶道に関する学習グループはなく、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室2が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループがない状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室2の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室2は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

14 広島市坪井公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市坪井公民館）屋上面の劣化及び損傷の状況について

【監査の意見】

広島市坪井公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、屋上面の劣化及び損傷の状況について、「パラペット天端塗膜の膨れ、浮き（内部に雨水流入）」と指摘され、「防水改修工事の実施」との改善策を示されているにもかかわらず、改善されていない事案が見受けられた。

広島市公民館条例第15条は、指定管理者が行う業務のひとつとして、公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関することを掲げ、広島市公民館の管理に関する基本協定書第4条第2項は、指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及びその附帯設備等並びに管理物品を管理しなければならないと定め、同基本協定書第13条第2項は、本施設の修繕について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては広島市が必要と認めた場合において自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき100万円（同）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとするとしている。本件修繕は、1件につき100万円（同）未満のものであり、指定管理者が自己の費用と責任において実施しなければならないが、これが実施されていない原因は、長期的な観点からの建物設備の修繕については、指定管理者による優先順位付けの判断のみに委ねていると速やかな実施が難しい側面があるにもかかわらず、この判断の適否が、広島市によって検証されていないところにある。

本件は、万が一躯体への透水ということであれば、建物の劣化を進行させ、その耐用年数を短縮してしまうのみならず、修繕費用が増大してしまうおそれがある。広島市においては、指定管理者に対し、改善を指導するとともに、定期点検結果報告書において要是正と指摘された事項への対応状況等、指定管理者が行う施設の管理状況の確認、モニタリングの実施を適切に行うよう努められたい。

15 広島市五日市公民館の管理運営等及び広島市佐伯勤労青少年ホームの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市五日市公民館）防火シャッターの危害防止機構等の装着について

【監査の意見】

広島市五日市公民館の建築物を対象とした定期点検結果報告書において、同公民館に設置されている防火シャッターについて、「防火シャッターに危害防止機構が装着されていない（既存不適格）」と指摘され、「計画的に改善する」との改善策が示されているにもかかわらず、改善に向けた検討が行われていない事案が見受けられた。

本件は、既存不適格であり、直ちに違法性を帯びるものではないが、防火シャッターに児童が挟まれるという重大事故が発生したことを受けて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられた経緯を踏まえ、施設設置者である広島市においては、万が一の人身事故の発生を未然に防止することを通じて、同公民館を利用する者のさらなる安全確保を図るため、改善に向けて検討されたい。

イ （広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホーム）合築施設における管理運営等について

【監査の意見】

同一の建物内において、広島市五日市公民館と広島市佐伯勤労青少年ホームは、それぞれの所管区域の諸室を受け持ち、独立して管理運営等を行っている事案が見受けられた。

広島市においては、同一の建物に設置されている広島市五日市公民館及び広島市佐伯勤労青少年ホームを管理運営するに当たり、広島市五日市公民館の利用者数に比して広島市佐伯勤労青少年ホームの会員利用者数が少ないことを踏まえ、それぞれ独立して行われている所管施設の使用受付事務を一体的に行うなどして、経営管理事務の効率化、経費の節減を図るとともに、利用者の利便性を高める方策を検討されたい。

16 広島市楽々園公民館の管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。

ア （広島市楽々園公民館）和室 2 について

【監査の意見】

広島市楽々園公民館に設置されている和室 2 は、その広さは 14 畳であり、その構造としては、電気炉、床の間、水屋が据え付けられており、もっぱら茶室として利用する目的で設置されたものであるが、その延べ利用者数は年間約 800 人、その稼働率は約 20 パーセントと低迷しており、茶室としての利用を通じて生活文化の向上等を図るといふ所期の効果を十分もたらしていない事案が見受けられた。

茶道は、実際生活に即する文化であり、生活文化の振興に寄与するという公民館の設置目的に適っている。公民館の設置目的に適った特定の利用目的を想定して諸室を設計し設置することは、近隣の住民のニーズに合致する限りにおいて正当である。しかしながら、半世紀以上にわたる建物のライフサイクルの間には、そのニーズは変化し、また新たなニーズが生じる。例えば、平成 29 年 8 月 2 日時点で、広島市楽々園公民館の学習グループは 53 あるが、茶道に関する学習グループは 1 であり、その余の学習グループの活動内容は、極めて多種多様である。和室 2 が、これを設計し設置した所期の効果を十分もたらしていない原因は、このような住民ニーズの変化を想定していなかったところにある。

茶道に関する学習グループ数が 1 である状況等に鑑みると、指定管理者において、茶道に関する事業のさらなる取組に努めても、和室 2 の利用状況の改善は期待できず、さりとて、和室 2 は、その広さを含めた構造上、汎用性に乏しく、茶室としての利用以外の目的での利用には適していない。広島市においては、今後、建物を更新するのであれば、茶室に特化した和室の整備については極めて慎重に検討されたい。また、多様なニーズに対応するため、多目的での利用ができる汎用性のある諸室の設置に努められたい。

17 広島市中区民文化センターの管理運営等、広島市文化創造センターの管理運営等及び
広島市青少年センターの管理運営等について

(1) 監査の結果及び意見

ア (広島市青少年センター) 陶芸実習室について

【監査の結果(指摘事項)】

広島市青少年センターに設置されている陶芸実習室の延べ利用者数は年間約800人、その稼働率は約14パーセントと低いものであった。陶芸実習室は、その入口には特定のサークル名が書かれた看板が掲げられ、その前の廊下には同サークルの所有に係る資材等が置かれ、その室内の四隅には同サークルの仕掛品や私物等が置かれている事案が見受けられた。

地方自治法第244条第2項は、公の施設の適正な利用を確保するため、普通地方公共団体(指定管理者も含む。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと定め、同条第3項は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定めているところ、同サークル以外の者に対しても陶芸実習室を利用する機会は確保されていること、同サークルに対する特別の扱いは、指定管理者による主催事業以外で陶芸実習室を利用する者は同サークルしかいない事実に基づくものであることから、違法ではないが、公の施設の適正な利用を確保する観点からすれば、あたかも特定の利用者のために設けられているような誤解を生じさせる外観が作出されており、一般利用者においてその利用を躊躇することは容易に想定できるにもかかわらず、このような状況が放置されていた点において、不当である。広島市においては、指定管理者に対し、同サークルに、看板、資材等、私物などを撤去させるなどして、誤解を生じさせる外観を解消させるとともに、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、その利用率の向上を図るよう指導すべきである。

イ (広島市文化創造センター) 録音編集室について

【監査の意見】

広島市文化創造センターの録音編集室には、録音編集機器及び映像編集機器が設置されているところ、これらの機器を利用する者はほとんどいないにもかかわらず、これらの機器の保守点検のため年間約19万円の費用がかかっている事案が見受けられた。録音編集室は、録音編集機器及び映像編集機器の利用がほとんどないため、ピアノを使用した音楽練習室として貸し出されているが、その利用

率は、他の音楽練習室と比較して低かった。

録音編集機器及び映像編集機器は、相当の年数が経過したものであり、今後の利用があまり見込めないにもかかわらず、毎年度の保守点検に費用を発生させており、効率性の観点から問題があり、また、映像編集機器は、録音編集室において相当のスペースをとっており、諸室の有効利用の観点からも問題があることから、指定管理者においては、広島市と協議の上、いずれについても廃棄処分を検討されたい。また、録音編集室は、音楽練習室として貸し出されている実態に即した名称へと変更する、利用促進に向けた告知を積極的に行うなどして、指定管理者においては、その利用率の向上を図られたい。

ウ （広島市青少年センター）ホールについて

【監査の意見】

広島市青少年センターに設置されているホールは、その客席が629席であり、近接する広島市中区民文化センターの中ホールと同程度の規模を有している。広島市青少年センターの指定管理者に質問したところ、主たる利用者である青少年にとって600人規模の客席は規模として大きすぎ、集客の観点からは200人から300人程度の規模のホールを希望しているとの回答を受けた。また、広島市青少年センターに設置されているホールは、単なるホールの利用にとどまらず、施設職員が練習から発表まで一貫した指導（関与）を行うといった、教育施設としての意義を有しているとの回答を受けた。

広島市全体としてのサービス提供方法の効率性の点で、近接する施設で同程度の規模のホールを設置することは非効率な面があること、主たる利用者である青少年のニーズを反映する必要があることから、広島市においては、今後、施設を更新するのであれば、利用の棲み分けができるような規模のホールの整備について、青少年の負担にも配慮しながら検討されたい。